

平成22年3月12日
第2162号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

規 則

○秋田県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（1・環境あきた創造課）…………… 1

告 示

○口頭により開示請求をすることができる個人情報（123・情報公開センター）…………… 1

○基本測量終了の通知（124・建設管理課）…………… 2

○建設業の許可の取り消し（125・鹿角地域振興局総務企画部）…………… 2

○道路区域の変更（126・仙北地域振興局建設部）…………… 2

公 告

○土地改良区の役員の退任及び就任の届出（北秋田地域振興局農林部）…………… 2

○土地改良区の役員の退任の届出（秋田地域振興局農林部）…………… 3

○県営土地改良事業計画の変更（秋田地域振興局農林部）…………… 4

○県営土地改良事業計画の決定（雄勝地域振興局農林部）…………… 4

教育委員会規則

○秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（6）…………… 4

教育委員会告示

○秋田県指定有形文化財（考古資料）の指定（3）…………… 4

○秋田県指定有形文化財（歴史資料）の指定（4）…………… 4

○秋田県指定天然記念物の指定（5）…………… 5

選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（15）…………… 5

○各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（16）…………… 5

規 則

秋田県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月十二日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第一号

秋田県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県環境影響評価条例施行規則（平成十二年秋田県規則第五百六号）の一部を次のように改正する。

別表第四の十三の項ホ及び十五の項ホ中「第七条第二項若しくは第四項」を「第九条第一項若しくは第二項」に、「第十三条第三項」を「第二十条第三項」に、「第十四条第三項」を「第二十一条第三項」に、「第二十六条第二項」を「第三十二条第一項」に、「第五十六条第一項」を「第六十八条第一項」に、「第六十六条第二項」を「第七十九条第二項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

告 示

秋田県告示第123号

秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号）第22条第1項の規定により口頭により開示請求をすることができる個人情報について、次のとおり廃止したので、告示する。

平成22年3月12日

秋田県知事 佐竹敬久

口頭により開示請求をすることができない個人情報としたもの

試 験 等 の 名 称

地方独立行政法人秋田県立療育機構（仮称）職員採用試験

秋田県告示第124号

平成21年秋田県告示第380号の基本測量について、平成22年2月26日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成22年3月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県告示第125号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年3月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年3月3日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
熊谷施設工業株式会社
鹿角郡小坂町小坂字岩沢平39番地7
代表取締役 熊 谷 誠 一
秋田県知事許可（般-22）第7898号
- 3 処分の内容
電気工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年3月3日付けで電気工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年3月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	湯の又前田線	大仙市南外字滝中田表268番1地先から字田尻146番1地先まで	8.80~15.00	0.808
	新	湯の又前田線	大仙市南外字滝中田表268番2から字田尻146番2まで	8.80~16.00	0.808

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成22年3月12日から同月25日まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北秋田市鷹巣土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年3月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

北秋田市七日市字田ノ沢114番地
 〃 前山字後長根32番地2
 〃 脇神字脇神圃ノ内81番地
 〃 〃 〃 70番地
 〃 坊沢字善千鳥坂86番地
 〃 脇神字石ノ巻岱191番地
 〃 栄字下夕前田20番地
 〃 大町6番3号
 〃 鷹巣字西大柳岱46番地
 〃 今泉字今泉57番地
 〃 小森字小森30番地
 〃 脇神字塚ノ岱106番地
 〃 〃 字槐岱道上22番地
 〃 栄字太田14番地
 〃 七日市字三ノ渡63番地
 〃 〃 字葛黒8番地
 〃 今泉字今泉50番地
 〃 坊沢字水上沢43番地

長 岐 洋 一
 藤 田 正 信
 佐 藤 文 信
 花 田 公 明
 長 崎 克 彦
 畠 山 国 芳
 碓 谷 喜 寛
 和 田 利 彦
 成 田 光 弘
 成 田 捷 太 郎
 中 林 藤 一 郎
 畠 山 義 徳
 中 嶋 忠 一 郎
 藤 嶋 功
 三 上 寛
 堀 部 栄 一
 成 田 金 正
 佐 藤 重 光

2 退任監事の住所及び氏名

北秋田市小森字小森101番地
 〃 坊沢字深沢132番地
 〃 脇神字中金堀140番地2
 〃 坊沢字深関街道下37番地3

佐 藤 三 七
 石 井 文 雄
 中 嶋 三 郎
 武 田 富 二 雄

3 就任理事の住所及び氏名

北秋田市七日市字田ノ沢114番地
 〃 坊沢字善千鳥坂86番地
 〃 脇神字石ノ巻岱191番地
 〃 小森字小森30番地
 〃 坊沢字水上沢43番地
 〃 脇神字塚ノ岱109番地
 〃 〃 字槐岱道上22番地
 〃 今泉字今泉50番地
 〃 栄字下夕前田20番地
 〃 脇神字脇神圃ノ内81番地
 〃 七日市字大沢86番地
 〃 〃 字葛黒8番地
 〃 前山字後長根32番地2
 〃 大町6番3号
 〃 栄字太田14番地
 〃 鷹巣字西大柳岱46番地

長 岐 洋 一
 長 崎 克 彦
 畠 山 国 芳
 中 林 藤 一 郎
 佐 藤 重 光
 畠 山 正 敏
 中 嶋 忠 一 郎
 成 田 金 正
 碓 谷 喜 寛
 佐 藤 文 信
 畠 山 鐵 男
 堀 部 栄 一
 藤 田 正
 和 田 利 彦
 藤 嶋 功
 成 田 光 弘

4 就任監事の住所及び氏名

北秋田市小森字小森101番地
 〃 坊沢字深沢132番地
 〃 〃 字深関街道下37番地3

佐 藤 三 七
 石 井 文 雄
 武 田 富 二 雄

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、飯田川土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年3月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名

潟上市飯田川飯塚字中谷地112番地

二 田 忠 雄

男鹿市北浦西水口字堂ノ前80の2番地戸嶋幸三ほか16名から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成22年3月12日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 縦覧すべき書類の名称
県営土地改良事業（一ノ目潟地区ため池等整備事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成22年3月12日から同年4月9日まで
- 3 縦覧場所
男鹿市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、雄勝郡羽後町上仙道字新処83番地武田茂夫ほか15人から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成22年3月12日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（皿ヶ台地区ため池等整備事業）計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成22年3月12日から同年4月9日まで
- 3 縦覧場所 羽後町役場

教育委員会規則

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月十二日

秋田県教育委員会委員長 北林 真知子

秋田県教育委員会規則第六号

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則（平成二十一年秋田県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表(一)の改正規定中「中「八〇」を「四〇」に改める」を「を削る」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第3号

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第4条第1項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財（考古資料）に指定する。

平成22年3月12日

秋田県教育委員会委員長 北林 真知子

名 称	員数	所 在 地	所有者
大湯環状列石出土品	325点	鹿角市十和田字万座45番地 大湯ストーンサークル館 秋田市金足嶋崎字後山52番地 秋田県立博物館	鹿角市
秋田城跡出土と同開珎銀錢	1枚	秋田市寺内焼山9番6号 秋田城跡調査事務所	秋田市

秋田県教育委員会告示第4号

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第4条第1項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財（歴史資料）に指定する。

平成22年3月12日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

名 称	員数	所 在 地	所有者
秋田県行政文書	20,748点	秋田市山王新町14番31号 秋田県公文書館	秋田県

秋田県教育委員会告示第5号

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第34条第1項の規定により、次の天然記念物を秋田県指定天然記念物に指定する。

平成22年3月12日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

名 称	所 在 地	所有者
男鹿目湯火山群 三ノ目湯	男鹿市戸賀塩浜字釜坂木揚場15、16、1-1と1-2と6と7と8と10と11と14と15と16と字林山2及び道路敷に囲まれた土地、15と字林山11-3と20及び21に囲まれた水路敷、15と字林山22-1と25と26及び27に囲まれ道路敷に至る水路敷、字林山11、22-1、27、29、29-5、29-6、字林山山口2	国（財務省）、男鹿市、塩浜地区会長三浦隆吉、太田恵作美、杉崎利昭、杉崎秀樹、高桑聖子、畠山壽昭、三浦厚子、三浦久美子、三浦進、三浦テツ子、三浦貢、三浦美保子、三浦隆吉、三浦玲子

選挙管理委員会告示

秋選管告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成22年3月12日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

50分の1の数 18,623

3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

221,852

秋選管告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成22年3月12日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

秋田市	89,371
能代市山本郡	26,514
横手市	28,194
大館市	22,525
男鹿市	9,694

湯沢市雄勝郡	20,693
鹿角市鹿角郡	11,745
由利本荘市	24,232
潟上市	9,670
大仙市仙北郡	32,036
北秋田市北秋田郡	11,634
にかほ市	7,788
仙北市	8,658
南秋田郡	7,622

発 行 者 秋 田 県
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)
印 刷 所 株式会社 松原印刷社

印 刷 者 松原 繁雄

秋田市山王四丁目1番1号

秋田市山王七丁目5番29号

電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005

URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>

秋田市山王七丁目5番29号